

自然災害発生時における業務継続計画

社会福祉法人関寿会

特別養護老人ホームはちぶせの里

業務執行理事 中野 穰

管理者 中野 穰

〒667-1104 兵庫県養父市尾崎 1327

電話番号 079-667-3107

P1～P2

目次

P3

- I. 目的
- II. 基本方針
- III. 平常時推進体制
 1. 地域住民との連携
 2. 養父市との連携
 3. 災害時連絡先の確保

P4

4. 避難場所の把握
5. 利用者情報一覧
6. アセスメントシート及びケアプランの活用
7. 災害時 SOS の掲示
8. 災害時必要備品等の確保

P5

9. 災害時非常用電源の確保
10. 生活水の確保
11. 通信手段の確保
12. システム停止にかかる事前対応
13. 衛生面（トイレ等）の対策
14. 資金手当て

P6

15. 避難訓練
 16. 建物・設備の安全対策
- IV. 発災時の連携による対応
1. はちぶせの里災害本部

P7

- IV. 発災時の連携による対応
1. はちぶせの里災害本部

P8

1. 台風等による風水害

P9

2. 地震等大規模災害発災直後の対応

P10

2. 地震等大規模災害発災直後の対応
3. 周囲の被害状況の確認及び発災期対応

P11

3. 周囲の被害状況の確認及び発災期対応

P12

- V. 各事業所における避難について
1. 関宮地区

P13

2. 八鹿地区
3. 養父地区
- VI. 発災時対応後のモニタリングについて
1. 発災時対応後
2. 死亡、通院、入院

P14

3. 当法人機関で想定される影響
4. 優先業務の選定

P15

5. 職員の管理
6. 復旧対応
7. 他施設との連携

P16

7. 他施設との連携

P17

8. 地域との連携

I. 目的

自然災害発生時の利用者の生命保護を目的とし、災害に対する日ごろからの心構えと準備をすることで、発災時の迅速な避難支援ができるとともに、人的・物的資源の維持・確保をすることで中長期的に事業を継続していくことを目標とする。

II. 基本方針

災害は自助、互助、公助の連携を最大限発揮しながらの対応となるが、規模が大きくなれば、地域住民のすべてが被災者となる。災害の規模が大きければ大きいほど、行政機能はマヒ状態となり、発災直後から概ね3日間は自助・互助にて乗り切らなければならないことも起こりうることを認識しておく。

III. 平常時広域災害対策推進体制

主管部門

役割	部署・役職	氏名	補足
統括管理	業務執行理事	中野 穰	
統括管理補助	事務長	安木洋二郎	
平常時体制整備統括	生活相談員	西谷文吾 秋山 貢	特別養護老人ホーム
	医務室 管理者	西谷恵里	グループホームせきのみや
	管理者	松田靖則	グループホームやぶ
	管理者	上垣友佳	小規模多機能ようか
	生活相談員	西村全司	デイサービス・生活支援ハウス
	主任介護支援専門員	前田峰子	居宅介護支援事業所
食事関連対策	管理栄養士	和田さゆり	特別養護老人ホーム
医療品関連対策	医務室	看護師	特別養護老人ホーム

1. 地域住民との連携

地域の要援護者の生命を守るために最も大切なのは、地域の医療・福祉の対人援助職者や近隣住民、防災組織・消防団等との日頃からの連携である。地域医療・福祉ネットワークの構築、地域住人のボランティア活動とのかかわり、または地域の祭事等への参加等を通じて、顔の見える関係性をつくっておくよう努める。

2. 養父市との連携

養父市と災害時の取り組みについて協議し、互いに災害時の役割について確認しておくよう努める。

3. 災害時連絡先の確保

以下の連絡先（連絡先については電話番号）を各部署において把握し、わかりやすい場所に掲示しておく。事業所内で対処困難と思われる事態が発生したら迷わず養父市の代表電話に通報する。

養父市 662-3161

4. 避難場所の把握

- 当施設が直接被災した場合等に指定されている避難場所、避難経路、避難方法等を確認し把握しておく。
- 施設近隣の避難所においては、養父市発行の避難所一覧及び防災マップを紙ベースにてわかりやすい場所に掲示した保管する。※ 避難場所には「指定緊急避難場所(災害が発生した際に最初に避難する場所)」「指定避難所(避難所生活を送る施設)」「帰宅困難者用避難所」「福祉避難所」「一時避難場所」がある。

※ 参考：福祉避難所

◎ 関宮地区：特別養護老人ホームはちぶせの里 電話 079-667-3107

◎ 八鹿地区：公立八鹿病院老人保健施設 電話 079-662-2355

特別養護老人ホーム妙見荘 電話 079-662-7700

◎ 養父地区：特別養護老人ホームかるべの郷さざんか 電話 079-664-1875

◎ 大屋地区：特別養護老人ホームおおやの郷 電話 079-669-2100

5. 利用者情報一覧

被災時にはライフラインの断絶により一時的にパソコン等が使用できないことが予測される為、最新の利用者情報一覧を紙ベースにてファイリングし、決められた場所に保管する。場所は一目で分かるように表記する。記載情報は以下とする。情報においては随時更新するものとする。

- 氏名
- 疾患名
- 緊急性の高い医療情報（吸引、在宅酸素、人工呼吸器等の電源が必要なもの、透析等の継続的治療が必要な疾患名、ターミナル等の体力の低下が著しい利用者等）
- 緊急連絡先

6. アセスメントシート及びケアプランの活用

被災後必要となるアセスメント情報やケアプランをファイル化して、介護支援専門員にて管理し、誰でもわかる場所に表記し保管する。災害時には利用者の状態把握及び生命保護のために活用する。

7. 災害時SOSの掲示

「災害時SOS 養父市 662-3161」を各事業所の事務所に掲示しておく。※ 但し広域地震災害の場合は通信できない可能性あり。

8. 災害時必要備品等の確保

(1) 災害時の医療用具の確保

災害時に最低限必要な医療用品を確保することとする。医療用品については、医務室にて計画・管理を行なう。※医療用用品リスト別紙

(2) 災害時の保存食等の確保

非常食及び水分、カセットコンロ、紙コップ、箸、手袋、ラップ等を常時3日分確保することとする

る。非常食等については、管理栄養士にて計画・管理を行なう。※保存食等リスト別紙

(3) 災害時必要備品の確保

ハンディライト、ヘルメット、雨合羽、長靴、利用者氏名確認用ネームシール等を常設する。必要物品については、管理者、生活相談員等にて計画・管理を行なう。※備品リスト別紙

(4) 必要備品等の管理

これらの備品等については1年に1回のチェックを行い、その記録を残す。

9. 災害時非常用電源の確保

特別養護老人ホームはちぶせの里においては、災害における停電時の対応として非常用電源(赤色のコンセント)を設置する。電源が確保できるコンセントは以下の場所である。 ※非常用電源の燃料は軽油。

- ・1階 デイサービスカウンター前
- ・2階 各ユニット
- ・3階 各ユニット

GHせきのみや やぶ ようか 準備中

10. 生活水の確保

特別養護老人ホームはちぶせの里、生活支援ハウスはちぶせの里、デイサービスセンターはちぶせの里、グループホームはちぶせの里せきのみやにおいては被災状況において水道より確保ができない場合にはグループホーム横の水路にて確保し浴槽等に貯留する。

小規模多機能型居宅介護ようかは小佐川にて確保し浴槽等に貯留する及びグループホームはちぶせの里やぶは大屋川にて確保し浴槽等に貯留する。

11. 通信手段の確保

災害時等連携手段としてラインワークスにより、正職員を部門別にカテゴライズし、緊急時ネットワークとして活用する。

12. システム停止にかかる事前対応

利用者の生命保護にかかる情報においては紙にてファイリング保存しておく。

13. 衛生面(トイレ等)の対策

部門ごとに利用者及びスタッフの非常用トイレ3日分を配置。※災害時備品リスト参照

14. 資金手当て

火災保険については、日新火災海上保険株式会社にて全事業所加入。

15. 避難訓練

(1) 避難訓練

避難訓練においては、各事業所において年2回、消防訓練に合わせて実施する。

(2) 非常食調理訓練

非常食調理訓練においては、特別養護老人ホームにて年に1回実施する。

(3) 研修会の開催及びBCPの見直し

広域災害時の避難行動についての研修会を年に1回開催する。研修時にはハザードマップに必ず目を通す。※別添ハザードマップ参照。研修に合わせてBCPの継続的見直しも実施する。

16. 建物・設備の安全対策

特別養護老人ホーム及びグループホーム、小規模多機能型居宅介護はすべて建築基準における耐震構造となっている。

IV. 発災時の連携による対応

1. はちぶせの里災害本部

(1) 発災時の管理者・代替者は以下のように配置する。

◎ 統括管理（本部）

○ 特別養護老人ホームはちぶせの里・ショートステイはちぶせの里

統括管理者 施設長 中野 穰

代替者 事務長 安木洋二郎

代替者 生活相談員 西谷文吾

代替者 生活相談員 秋山 貢

◎ 部門管理

○ デイサービスセンターはちぶせの里・生活支援ハウスはちぶせの里

管理者 生活相談員 西村全司

代替者 サブリーダー 和田恵子

○ 居宅介護支援事業所

管理者 主任介護支援専門員 前田峰子

代替者 主任介護支援専門員 谷原清代

○ グループホームはちぶせの里せきのみや

管理者 管理者 西谷恵里

代替者 管理者支援 余根田朋栄

代替者 リーダー 高品妃代

代替者 リーダー 濱田麻奈美

○グループホームはちぶせの里やぶ

管理者 管理者 松田靖則

代替者 管理者支援 足立恭子

代替者 リーダー 中川理恵

代替者 災害担当 谷村真吾

○小規模多機能はちぶせの里ようか

管理者 管理者 上垣友佳

代替者 介護支援専門員 中島裕一

代替者 災害担当 大畑茂

(2) はちぶせの里災害対策本部の設置

地震等の広域災害等において、収集した情報や外界の状況において、明らかに生命の危機が懸念される場合、風雨災害に置いて「警戒レベル1～3」が発令された場合においては「はちぶせの里災害対策本部」を設置する。

(3) はちぶせの里災害対策本部

災害対策本部参集者は、施設長、事務長、生活相談員、管理者、看護師、介護支援専門員、ユニットリーダー、管理栄養士とする。

- ・ 災害規模が甚大で、自発参集とならざるを得ない場合、または何らかの事情にて施設長が参集できない場合は、状況判断のもと代替者にて指揮系統を確保する。
- ・ 災害対策本部は、特別養護老人ホームはちぶせの里事務所に設置する。
- ・ 災害規模が甚大で、事務所機能を消失した場合は適所に設置する。

(4) 法人内災害対策本部の動き

災害対策本部においては、以下の流れにて対応を行う。

- ・ はちぶせの里災害時連携グループラインワークス、電話、サイボウズ等にて災害対策本部の設置及び対策本部の指示に従って行動することの周知。
- ・ 各事業所及び地域の災害状況、被災状況の把握。
- ・ 災害の予後予測と避難誘導等今後の対応についての決定。法人独自の避難行動が困難な場合には、養父市、南但消防本部等に避難支援要請を行う。※特別養護老人ホーム、グループホームせきのみやは、水没の可能性がある場合サーバーを特別養護老人ホーム2階に移動。1階が水没した場合には漏電火災に注意し消火器を準備。
- ・ 各事業所出勤職員の把握及び出勤職員の帰宅希望とその理由の把握。帰宅の承認及び安全な帰宅が可能かの判断を行う。
- ・ 事業所までの移動が安全であることを前提に、避難誘導等に必要な召集職員の選定及び召集。
- ・ 保存食、備品の確認及び非常食の購入（安全が確保されている場合）。
- ・ 各部門避難誘導の指示及び避難誘導。
- ・ 帰宅困難職員の把握及び宿泊場所の確保。
- ・ 長時間勤務職員の翌日以降の勤務調整。

(9) 法人内災害対策本部の解散

近隣河川の水位計における水位があきらかに低下する、インターネットにおいて降雨量が減少す

る等災害が終息に向かっていることが把握でき、拡大する恐れがないと判断した場合には災害対策本部における合議において対策本部を解散する。

1. 台風等による風水害

(1) 「警戒レベル1」が発令された時の施設待機

警戒レベル1が発令された場合には、基本的に職員1名を特別養護老人ホームはちぶせの里事務所に配備する(統括管理者もしくは代替者)。配備された職員は、養父市ホームページ、ケーブルテレビ、インターネット等において情報収集し、電話、サイボウズ、口頭、はちぶせの里災害時連携グループラインにて災害の現況と予後の可能性についての情報提供に努める。他事業所の管理者及び代替者は自宅待機を原則とし、災害状況把握に努めるとともに、いつでも出動できるように準備しておく。居宅介護支援事業所においては、消防団等に非難支援要請しなくてはならないと想定される利用者リスト及びファイルを確認し、施設長もしくは代替者に申し送る。小規模多機能ようかについては、消防団等に避難支援要請しなくてはならないと想定される利用者リスト及びファイルを確認し準備しておく。

(2) 「警戒レベル2」が発令された時の事業所待機

特別養護老人ホームはちぶせの里施設長もしくは代替者、グループホームはちぶせの里せきのみや管理者もしくは代替者、小規模多機能ようか管理者もしくは代替者、グループホームはちぶせの里やぶ管理者もしくは代替者は各事業所に待機する。また、男性職員を中心とし、一般職員も参集要請に応えられるように自宅待機とする。※小規模多機能ようかについては利用者が滞在している場合のみ。

各自養父市ホームページ、ケーブルテレビ、インターネット等を通して災害情報を収集するとともに、所属施設の状況を把握するよう努める。

(3) 「警戒レベル3(高齢者等避難)」が発令された時の避難

「警戒レベル3(高齢者等避難)」が発令された場合には、災害統括管理者もしくは代替者と各事業所の災害管理者もしくは代替者が連携を取りながら、災害状況を把握・共有し、福祉避難所に避難するか、もしくは事業所にて待機避難するかの判断を行う。

各事業所の福祉避難所は以下の通り。養父市、養父市消防団等へ避難誘導協力要請を行う。

○ 特別養護老人ホームはちぶせの里

状況把握しながらそのまま待機避難。

○ 生活支援ハウスはちぶせの里

特別養護老人ホームはちぶせの里の2階以上への垂直避難。

○ グループホームはちぶせの里せきのみや

特別養護老人ホームはちぶせの里の2階以上への垂直避難。

○ グループホームはちぶせの里やぶ

風雨の状況を見ながら特別養護老人ホームかへの郷へ避難。養父市、養父市消防団へ避難誘導協力要請を行う。

○ デイサービスセンターはちぶせの里

台風情報、風雨の状況を見ながら、当日利用の自粛要請、利用時の早期帰宅等の判断を行うことを基本とする。サービス実施中に急激な風雨状況の悪化が認められた時には、特別養護老人ホームはちぶせの里の2階以上への垂直避難。

○ 小規模多機能はちぶせの里ようか

台風情報、風雨の状況を見ながら、当日利用の自粛要請、利用時の早期帰宅等の判断を行うことを基本とする。サービス実施中に急激な風雨状況の悪化が認められた時には、八鹿老人保健施設、特別養護老人ホーム妙見荘へ避難。養父市、養父市消防団へ避難誘導協力要請を行う。

○ 居宅介護支援事業所はちぶせの里

台風情報、風雨の状況を見ながら、保護対象となる利用者のリストアップ。電話もしくは訪問による安否確認 ※ 訪問においては災害状況を見て判断。絶対に無理はしない。訪問する時は2人以上で訪問。避難誘導の判断をした時には行政を通して消防団へ依頼。避難先は利用者の状態像に合わせて判断。ケアプラン第1表「総合的な援助の方針」に避難場所を明記する。

(4) 待機解除

「警戒レベル2」が解除された時、降雨の状況があきらかに弱まり、河川の水位が低下する等災害が終息に向かっているとの判断ができた時に解除する。

(5) はちぶせの里災害時連携手段

緊急時の自宅待機要請、災害状況把握・発信、出動要請、法人内災害対策本部の設置、待機解除等の連携については「はちぶせの里災害時等連携グループラインワークス」にて実施する。発災時指示は2段階方式とし、カテゴリー1は「警戒レベル1及び2」とし、対象は部門責任者とする。カテゴリー2は「警戒レベル3（高齢者等避難）」とし、対象は正職員以上の全職員とする。

2. 地震等大規模災害発災直後の対応

(1) 利用者の頭を保護し、丈夫なテーブルや机の下にもぐる指示（利用者が独自で困難な場合は近くにある座布団、布団、クッション等にて頭部を保護する）しながら、自分自身の身の安全も確保する。揺れているとき、その直後に屋外に飛び出すと落下物などで非常に危険である。

(2) お互いが無事であるかの確認をしながら、火元を止める。

(3) 火災が発生した場合、延焼を最小限に抑えるためには、火が小さいうちに消火することが重要である。職員、近隣住民等と協力し、消火器などによって初期消火活動を行う。

(4) 初期消火活動で消火できないときは、119番通報もしくは区長を通して最寄りの消防団に消火要請する。ただし、大規模な地震の場合には、多くの場所で同時に火災が起きる可能性があり、消防署（消防団）だけでは対応できない場合も考えられる。このようなときに備えて、日頃から自主防災組織での消火訓練を繰り返し、対応できるようにしておく。

(5) 落下の衝撃で電気製品のスイッチが入ったり、あるいは破損した電気ストーブ等にて火災が発

生することがある。これを「通電火災」という。停電した地域では、通電火災を防ぐために電気のコードを抜いたり、ブレーカーを落としてから避難する。

(6) 独自の救出が困難なときは、養父市、養父市消防署、養父市警察等に直接救助を要請する。電話での119番通報は、回線が混雑してつながらないおそれがある。

(7) 地震が収まっても、余震などによって再び建物や塀が倒壊する危険がある。傾いた建物、柱・壁などに亀裂が入っている場合は不用意に近づかないよう注意する。

3. 周囲の被害状況の確認及び発災期対応

自分や家族の安全を確保、確認し、周囲の災害状況を把握する。事業所職員における人的被害（生死、怪我も含む）、事業所における建物被害、ライフライン被害などをとりまとめ、南但消防本部、養父市など関係機関に救急要請をする。また、事業所職員ならびに職員家族の被災状況を確認し、事業継続がどの程度可能か（実働人数をどのくらい確保できるか、事業所として機能するか等から判断）を見極める。

(1) はちぶせの里災害時連携手段

緊急時の自宅待機要請、状況発信、出勤要請、法人内災害対策本部の設置、待機解除等の連携については「はちぶせの里緊急時ラインワークス」にて実施する。

(2) はちぶせの里災害対策本部の設置

施設が所在する地域に「警戒レベル2（相当）」が発表された場合、その他必要と判断した場合には、はちぶせの里災害対策本部メンバーを招集し、すみやかに対策本部を立ち上げる。グループホームやぶ、小規模多機能型居宅介護ようか管理者については参集せずに、所属施設において本体との電話、ラインワークス等の連絡にて参加する。※警戒レベル2相当とは、大雨警報（土砂災害）、洪水警報、キキクル（危険度分布）「警戒」赤等

(3) はちぶせの里災害対策本部

災害対策本部参集者 施設長(統括)、事務長、生活相談員、管理者、看護師、介護支援専門員、ユニットリーダー、管理栄養士。 ※ もしくは代替者。

- ・ 災害規模が甚大で、自発参集とならざるを得ない場合、または何らかの事情にて施設長等が参集できない場合は、状況判断のもと適任者にて指揮系統を確保する。
- ・ 災害対策本部は、特別養護老人ホームはちぶせの里事務所に設置する。
- ・ 災害規模が甚大で、事務所機能を消失した場合は適所に設置する。

(4) 法人内災害対策本部の動き

災害対策本部においては、以下の流れにて対応を行う。

- ・ はちぶせの里災害時連携グループラインワークス、電話、サイボウズ等にて災害対策本部の設置及び対策本部の指示に従って行動することを周知。
- ・ 各事業所及び地域の災害・被災状況の把握。
- ・ 災害の予後予測と避難誘導等今後の対応についての決定。法人独自の避難行動が困難な場合には、養父市、南但消防本部等に避難支援要請を行う。

※ 参考 デイサービス、生活支援ハウス、グループホームはちぶせの里せきのみやは特養の2階へ垂直避難。グループホームやぶは、かるべの郷(福祉避難所)、小規模多機能型居宅介護ようかは八鹿老人保健施設もしくは特別養護老人ホーム妙見荘へ避難。

- ・ 各事業所出勤職員の把握及び出勤職員の帰宅希望とその理由の収集。帰宅の承認及び安全な帰宅が可能かの判断を行う。
- ・ 避難誘導等に必要な召集職員の選定、安全な召集が可能かの判断。
- ・ 保存食、備品の確認及び非常食の確保。
- ・ 帰宅困難職員の把握及び宿泊場所の確保。
- ・ 長時間勤務職員の翌日以降の勤務調整。

(5) 対策本部における利用者の安否確認

作成している名簿等を用いて、優先順位の高い利用者から安否の確認、避難場所を確保する。特に電源を必要とする医療機器を利用している利用者は最優先する。安否確認については、以下の項目について行なう。但し、安否の確認、支援行動については単独では決して行なわず、災害対策本部における判断のもと、複数にて連携の上行なう。

- ① 生存の確認。
- ② 身体の状態の確認。生命にかかわる状況があると判断された場合は、救命処置を行いながら119番にて救急対応の要請を行なう。
- ③ 要請後は必要に応じ、救急隊及び搬送先病院への情報提供を行なう。
- ④ 緊急連絡先(身元引受人)に連絡し、状況及び搬送先を伝える。
- ⑤ 生命にかかわる緊急性がない場合には、現状にて生活の継続ができるかの確認 ※ 電源確保の確認含む。
- ⑥ 現状にて生活の継続が困難な場合には避難場所を選定し、避難を開始する。※「指定緊急避難場所(災害が発生した際に最初に避難する場所)」「指定避難所(避難所生活を送る施設)」「帰宅困難者用避難所」「福祉避難所」「一時避難場所」
- ⑦ 利用者(地域の要援護者)の心身機能や医療ニーズ等により、特養はちぶせの里において受け入れの判断がなされる場合(福祉避難所としての機能)は、法人内災害対策本部にて検討し、できるだけすみやかに受け入れを行なう。
- ⑧ 対応の結果については、養父市防災安全課、養父市地域包括支援センターをはじめとする養父市高年福祉課、養父市消防、区長、居住担当の消防団等の情報共有が必要と思われる関係者に報告する。
- ⑨ 受け入れ後の対応においては、身元引受人、養父市、かかりつけ医、八鹿病院等と相談の上行なう。
- ⑩ 居宅サービスにおいては、夜間、休日等職員不在時には電話連絡にて対応しながら、利用者のもとへかけつけることが困難であれば法人内災害対策本部と連携を図る。
- ⑪ 職員への緊急連絡においては、「はちぶせの里災害時連携グループラインワークス」にて行なう。
- ⑫ ケアプラン(サービス)の継続及び変更の必要性の確認を行う。

(6) 災害時の行政との連携

養父市災害対策本部は養父市本庁総務課及び各地域局に設置される。行政を中心に、地域の関連機関、組織と連携を行なう。

(7) 法人内災害対策本部の解散

利用者、建物、ライフライン等に被害がないことが確認できた場合には災害対策本部における合議において対策本部を解散する。

V. 各事業所における避難について

1. 関宮地区（特別養護老人ホームはちぶせの里・ショートステイはちぶせの里・グループホームはちぶせの里せきのみや・デイサービスセンターはちぶせの里・生活支援ハウスはちぶせの里・居宅介護支援事業所はちぶせの里）

関宮地区においては、当該特別養護老人ホームはちぶせの里が養父市指定福祉避難所となっている。法人内災害対策本部にて被災状況を把握しながら、そのまま滞在避難（避難受け入れ）すべきかどうかの判断を行なう。福祉避難所としての機能を消失した場合は、行政との連携の元、他福祉避難所等利用者の生命を確保できる場所に避難支援を行なう。

(1) 特別養護老人ホームはちぶせの里、ショートステイはちぶせの里、生活支援ハウスはちぶせの里、グループホームせきのみや

原則そのまま施設にて滞在避難を行なう。グループホームせきのみやにおいては、被災状況を把握しながら、そのままグループホームにて滞在避難すべきか、特別養護老人ホームはちぶせの里に移動し垂直避難すべきかの判断を行なう。但し、特別養護老人ホームはちぶせの里が甚大な被害状況にあり、福祉避難所としての機能を消失した場合は、行政との連携の元、他福祉避難所、公立八鹿病院等の適切な場所に避難支援を行なう。

(2) デイサービスセンターはちぶせの里

風水害等の予後予測が可能な場合においてはサービス実施について法人内災害対策本部にて検討する。サービス実施中に災害が発生（状況悪化）した場合は、災害状況を把握した上で、在宅に送迎すべきか、そのまま滞在避難すべきかの判断を行なう。その際、送迎、安否確認、避難支援における単独行動は絶対に行なわない。但し、特別養護老人ホームはちぶせの里が甚大な被害状況にあり、福祉避難所としての機能を消失した場合は、行政との連携の元、他福祉避難所、公立八鹿病院等の適切な場所に避難支援を行なう。

(3) 居宅介護支援事業所はちぶせの里

- ① ケアプラン第1表「総合的な援助の方針」に災害時の避難場所を記載しておく（「福祉避難所」「指定避難所」「一時避難所」）
- ② 単独での避難が困難な利用者はリストアップしておく。
- ③ 避難時に必要な利用者データはファイリングして持ち出しができるようにしておく。
- ④ 安否確認や避難支援を行う場合には、法人内災害対策本部と協議の上、2人以上で行動する。決して単独行動は行なわない。
- ⑤ 特別養護老人ホームはちぶせの里が甚大な被害状況にあり、福祉避難所としての機能を消失した場合は、行政との連携の元、避難所、他福祉避難所、公立八鹿病院等の適切な場所に避難支

援を行なう。

2. 八鹿地区（小規模多機能型居宅介護はちぶせの里ようか）

- ① ケアプラン第1表「総合的な援助の方針」に災害時の避難場所を記載しておく（「福祉避難所」「指定避難所」「一時避難所」）
- ② 単独での避難が困難な利用者はリストアップしておく。
- ③ 避難時に必要な利用者データはファイリングして持ち出しができるようにしておく。
- ④ 安否確認や避難支援を行う場合には、法人内災害対策本部と協議の上、2人以上で行動する。決して単独行動は行なわない。
- ⑤ 八鹿地区においては、公立八鹿老人保健施設、特別養護老人ホーム妙見荘が福祉避難所として指定されている。法人内災害対策本部と一体的に被災状況を把握しながら、在宅に送迎すべきか、そのまま滞在避難すべきか、福祉避難所への避難要請を行うのかの判断を行なう。その際、送迎、安否確認や避難支援における単独行動は絶対に行なわない。

3. 養父地区（グループホームはちぶせの里やぶ）

養父地区においては、特別養護老人ホームかるべの郷が福祉避難所として指定されている。法人内災害対策本部にて災害の状況を把握した上で、福祉避難所に避難要請すべきか、そのまま滞在避難すべきかの判断を行なう。その際、送迎、安否確認や避難支援における単独行動は絶対に行なわない。

VI. 発災時対応後のモニタリングについて

1. 発災時対応後

災害対策本部内において、対応時の問題を抽出、要因を十分にモニタリングし、今後の課題として明確にした上で解決のための具体的準備を行なう。

2. 死亡、通院、入院

死亡、通院、入院の結果に至る事案については、所定の書式にて養父市に報告を行なう。

◎ 災害情報

- 降雨量・河川水位の確認
『国土交通省 川の防災情報』 <http://www.river.go.jp/>
- 養父市災害情報
『養父市』 <http://www.city.yabu.hyogo.jp/>

3. 当法人機関で想定される影響

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目
電力	自家発電	自家発電	自家発電	復旧	⇒
飲料水	保存水	保存水	保存水	復旧	⇒
食料品	備蓄食	備蓄食	備蓄食	支援開始	⇒
生活用水	保存水	保存水	保存水	復旧	⇒
介護用品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	支援開始	⇒
医療用品	備蓄品	備蓄品	備蓄品	支援開始	⇒
ラインワークス	稼働	⇒	⇒	⇒	⇒

4. 優先業務の選定

(1) 優先する事業

- ① 特別養護老人ホームはちぶせの里
- ② グループホームはちぶせの里（せきのみや・やぶ）
- ③ 生活支援ハウスはちぶせの里
- ④ 居宅介護支援事業所はちぶせの里

(2) 当座休止する事業

- ① デイサービスセンターはちぶせの里
- ② 小規模多機能型居宅介護はちぶせの里
- ③ ショートステイはちぶせの里

(3) 優先する業務

- ① 疾病管理
 - ・ 医療処置
 - ・ 服薬
- ② 食事
- ③ 排泄
- ④ 保清（清拭）

(4) 発災後5日間で確保する人員

- ① 特別養護老人ホームはちぶせの里
看護師 3名 介護士 25名
- ② グループホームはちぶせの里せきのみや
介護士 6名
- ③ グループホームはちぶせの里やぶ
介護士 6名
- ④ 生活支援ハウスはちぶせの里
支援員2名

5. 職員の管理

(1) 休憩・宿泊場所

○ 特別養護老人ホームはちぶせの里

○ 生活支援ハウスはちぶせの里

- ・ 特養2階、3階中央フロアー
- ・ TSUDOIBA 元町家
- ・ ホテルやまとよ

○ グループホームはちぶせの里せきのみや

- ・ ユニットフロアー、畳部屋
- ・ 特養2階、3階中央フロアー
- ・ TSUDOIBA 元町家
- ・ ホテルやまとよ

○ グループホームはちぶせの里やぶ

- ・ ユニットフロアー、畳部屋
- ・ 兵庫県立但馬長寿の郷ロッジ・宿泊棟

○ 小規模多機能型居宅介護ようか

- ・ フロアー、畳部屋
- ・ 兵庫県立但馬長寿の郷ロッジ・宿泊棟

(2) 災害時勤務シフト原則

災害時の勤務シフトにおいては、災害規模、被災状況、出勤職員人数等鑑みつつ、基本24時間を3分割して職員を配置していく。

6. 復旧対応

(1) 破損個所の確認

破損個所の整理については別紙「建物・被害点検シート」にて整理。

(2) 業者連絡先一覧

復旧にかかる業者連絡先については別紙「業者連絡先一覧表」参照。

(3) 情報発信（関係機関、地域等への説明・公表）

○ 被災状況等の公表範囲

- ・ 養父市 ※ 支援要請
- ・ 家族（身元引受人・成年後見人） ※ 状況説明
- ・ 養父市社会福祉協議会 ※ 支援要請
- ・ 養父市消防団・所在地域区長・民生委員 ※ 支援要請

7. 他施設との連携

(1) 兵庫県協カスキーム

一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会を窓口とし、兵庫県下の社会福祉法人に応援要請を行う。

(2) 南但給食施設協議会

協議会のサイボウズを活用したネットワークにて応援要請を行う。※ 締結所は別紙。
食事提供機能を喪失した場合には連携マニュアルに沿って食事提供を受ける。

(3) 連携医療機関

○ 福井診療所（主治医） 兵庫県養父市関宮 626-1

電話：079-663-5055

携帯：090-8934-1338

※ 特別養護老人ホームはちぶせの里 グループホームはちぶせの里せきのみや 生活支援ハウス
はちぶせの里

○ 井上医院（主治医） 兵庫県養父市浅野 368-2

電話：079-664-0124

※ グループホームはちぶせの里やぶ

○ 公立八鹿病院（連携医療機関） 兵庫県養父市八鹿町下網場 381-1

電話：079-662-5555

(4) 利用者情報一覧

被災時にはライフラインの断絶により一時的にパソコン等が使用できないことが予測される為、最新の利用者情報一覧を紙ベースにてファイリングし、決められた場所に保管する。場所は一目で分かるように表記する。記載情報は以下とする。情報においては随時更新するものとする。

- ・ 氏名及び住所
- ・ 疾患名
- ・ 緊急性の高い医療情報（吸引、在宅酸素、人工呼吸器等の電源が必要なもの、透析等の継続的治療が必要な疾患名、ターミナル等の体力の低下が著しい利用者等）
- ・ 緊急連絡先。
- ・ 防災マップ
- ・ 避難場所一覧

(5) アセスメントシート及びケアプランの活用

被災後必要となるアセスメント情報やケアプランをファイル化して、介護支援専門員にて管理し、誰でもわかる場所に表記し保管する。災害時には利用者の状態把握及び生命保護のために活用する。

(6) 共同訓練

8. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

想定連携先

養父市ほっとかへんネット（社会福祉法人連絡協議会）

養父市ボランティア・市民活動センター（養父市社会福祉協議会）

南但給食施設協議会

(2) 福祉避難所の運営

関宮地区福祉避難所指定：特別養護老人ホームはちぶせの里

① 部屋及びスペースの提供

会議室

地域交流スペース

デイサービスセンター

ゲストルーム

休憩室

② 受け入れ可能人数

50人 ※ 行政及びボランティアの支援を前提とする。

③ ベッドの提供

7床（デイサービス）

④ 受け入れ条件

病状的に急性期にある等医療的な処置がある方については個別に検討する。

⑤ 受入期間

2週間程度。 ※ 行政及びボランティアの支援を前提とする。

(3) 福祉避難所開設の事前準備

事前準備においては、養父市防災安全課と協議の上準備する。